

令和 5 年第 4 回守山市農業委員会総会議事録

第 4 回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 5 年 4 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 20 号～議第 22 号

議第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定を
することについて

議第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 22 号 運営委員会の委員長等の選出について

報告第 13 号～報告第 17 号

報告第 13 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届
出の報告について

報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 15 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告
について

報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

報告第 17 号 農地変更届出について

2 出席委員は、次のとおりです。

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文 | 3 林 茂一 |
| 4 石田 達男 | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 |
| 7 林 善治 | 9 戸田 守晃 | 10 山本 麻紀代 |
| 12 寺田 英子 | 13 秋山 新治 | |

3 欠席委員は、1 名です。

8 番 下村 耕 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 上畠 敏宏

書 記	参事	岡田 秀樹
書 記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	福島 信宏
農政課	主事	佐藤 由布紀

○局 長

本総会は委員総数 12 名中 11 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 5 年第 4 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 3 時 50 分)

○議 長

それでは、令和 5 年第 4 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 1 件、その他案件 2 件、報告案件 5 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

9番 戸田 守晃 委員

10番 山本 麻紀代 委員を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第20号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第20号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 20 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 20 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

（第 10 条発言） 「無し」の声有り

○ 議 長 （第 17 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

（第 10 条発言） 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 21 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 21 号の提案理由の説明を申し上げます。

議案書の 2 ページ、位置図は 2 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、1 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 11-12)

令和 5 年 3 月 22 日開催の全員協議会において、事業者(代理) から説明を受けた案件です。

土地の所在地は、守山市〇〇町 〇〇 〇〇〇番 802 平方メートルの田 外 50 筆 です。 貸し人は、守山市 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳 外〇〇人で、各々土地を取得した時期および原因は記載のとおりです。また契約内容は賃貸借。事由は記載のとおり複合商業施設店舗です。

借り人は、草津市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が 2 種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね 500m 以内に 2 以上の公共施設（〇〇〇高等学校、〇〇〇〇クリニックなど）があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

また、3,000 m²以上の転用となることから、今月の19日に農業会議の常設審議委員会に諮られることとなります。

以上で、議第21号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当である●● ●●委員に確認状況の報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

大規模な開発になることから、雨水などの排水路が問題になるかと思います。また、土地利用の関係から一部田から畑への変更があり、今後の管理が心配されます。

以上です。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

特にありません。

○議長

ありがとうございました。

○議長

今回の案件は大規模な転用であることから、先月の3月22日に全員協議会を開催し開発者から説明を受けて皆様から意見などをいただく機会を得て、本日、審議いたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

計画地の一部に農地が残り、田から畑として利用されることになっていますが、ゆくゆくは転用されるのでしょうか。

○局長

当初の事業計画では、残地の部分についても転用し事業の計画がありましたが、入店先が辞退したので計画地の縮小がなされたとのことですので、今のところ、この部分への転用の動きはありません。

○●番 ●● ●●委員

この畑地になる土地に対して、「仮契約」が結ばれているのでしょうか。以前の計画では、この部分を含めての計画だったと聞いていましたので伺いました。

○局 長

知りません。

○議 長

一部を畑地化される部分は除いて開発への申請がなされており、農地法は農地法として審議するものであり、畑地化される部分については、排水計画をたて営農が継続されることが重要かと思います。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 22 号を議題といたします。書記に議件の朗

読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 22 号 運営委員会の委員長等の
選出について
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 22 号の提案理由のご
説明を申し上げます。

運営委員会の委員長であります●● ●●委員が令和
5 年 3 月 31 日に辞任されたことを受け、運営委員会の委
員長が空席となりましたので、守山市農業委員会規程第 11
条において、「運営委員会は、常任委員会の委員長および副
委員長ならびに特別委員会の委員長をもって組織する。」
とあり、その委員長を選出するには、同規則第 3 条第 2 項
において「常任委員会に常任委員を置き、農業委員の互選
により委員長および副委員長を定める。」とありますから
運営委員より選出いただくものです。また、●● ●●委
員は「農地委員会」の副委員長でもありますので、農地委
員から選出いただくことになります。

○議長

ただいまの事務局の説明のとおり、運営委員会の委員長
および農地委員会の副委員長の選出にあたり、選出方法は
どのように行えばよろしいでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

選出については、議長一任とすればいかがでしょうか。

○議長

ただいま、「議長一任」とのお声をいただきました。
皆さん、いかがでしょうか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

「ご異議無し」と認めますので、指名推薦といたします。
それでは、指名いたします。新しい運営委員長の委員長に
は、運営委員会の副委員長であります、●● ●●委員を
指名いたします。

また、副委員長から委員長に選出されたことにより、副
委員長が空席となりますので、副委員長には、●● ●●
委員を指名し、農地委員会の副委員長には農地委員から●
● ●●委員を指名いたします。

皆さん、よろしいでしょうか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。本件の運営委員長には●● ●
●委員、副委員長には●● ●●委員、農地副委員長に●
● ●●委員が選出されました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 13 号から報告第 17 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 13 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 15 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の
報告について

3 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

23 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 17 号 農地変更届出について

5 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終

了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 55 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 5 年 4 月 19 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

9 番 戸田 守晃 委員

10 番 山本 麻紀代 委員